第１２８期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

（平成２６年４月１日から
平成２７年３月３１日まで）

株式会社 滋賀銀行

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、当行ウェブサイト（ http://www.shigagin.com/investor/ ）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　９社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社
しがぎん代理店株式会社
しがぎんキャッシュサービス株式会社
滋賀保証サービス株式会社
しがぎんコンピュータサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
株式会社しがぎんジェーシービー

② 非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー4 号投資事業有限責任組合
滋賀の魅力発信ファンド投資事業有限責任組合
しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合
しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー4 号投資事業有限責任組合
滋賀の魅力発信ファンド投資事業有限責任組合
しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合
しが農林漁業成長産業化投資事業有限責任組合
しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても

連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当事項はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日　　9社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(ハ) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　3年～50年

その他　　3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契

約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,603 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

(借主側)

連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、一部の連結子会社において、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が 1,458 百万円増加し、利益剰余金が 1,458 百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 700 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 546 百万円、延滞債権額は 52,770 百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 231 百万円であります。

   なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,269 百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 71,817 百万円であります。

   なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自

由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16,755 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	173,221 百万円
その他資産(リース投資資産)	755 百万円

担保資産に対応する債務

預　　金	24,848 百万円
債券貸借取引受入担保金	35,366 百万円
借 用 金	31,503 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 58,133 百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金 787 百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、865,758 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 840,343 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　14,093 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　　47,238 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　　3,572 百万円

12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。

13. 新株予約権付社債は、実質破綻時免除特約及び劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 8,451 百万円であります。

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　　145 百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益 233 百万円、金銭の信託運用益 199 百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 625 百万円、株式等売却損 20 百万円、株式等償却 13 百万円を含んでおります。

3. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地　域	主な用途	種　　類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(1カ所)	建物	7百万円
滋賀県外	営業用資産(4カ所)	土地・建物・動産	406百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを 5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　　要
発行済株式					
普通株式	265,450	―	―	265,450	
合　計	265,450	―	―	265,450	
自己株式					
普通株式	1,602	3,534	6	5,129	（注）
合　計	1,602	3,534	6	5,129	

（注）　当連結会計年度増加株式数のうち 3,500 千株は平成 27 年 3 月 5 日付取締役会決議に基づく自己株式の取得、その他 34 千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。当連結会計年度中の減少はストック・オプションの権利行使及び単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘　要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ｽﾄｯｸ・ｵﾌﾟｼｮﾝとしての新株予約権	―					69	
合　　計		―					69	

3. 配当に関する事項

(1)　当連結会計年度中の配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 26 年 6 月 25 日定時株主総会	普通株式	1,055 百万円	4 円	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 26 日
平成 26 年 11 月 13 日取締役会	普通株式	791 百万円	3 円	平成 26 年 9 月 30 日	平成 26 年 12 月 10 日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決　議	株式の種　類	配当金の総額	配当の原　資	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 6 月 25 日定時株主総会	普　通株　式	780 百万円	利　益剰余金	3 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 26 日

なお、上記については、平成 27 年 6 月 25 日開催の定時株主総会の議案として上程しております。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下「当行」という)は、滋賀県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しております。

当行の中核をなす銀行業務としては、地域の顧客からお預かりした預金や金融市場等からの借入等により調達した資金を、営業エリア内の企業や個人等の顧客に対する貸出金及び有価証券投資等で運用しております。

この業務を行うため、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利益が生じることがないよう、資産・負債の総合管理(以下「ALM」という。なお、ALM は、Assets Liabilities Management の略)を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の企業や個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、対顧客販売目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。対顧客販売目的としては、国債・地方債を保有しております。純投資目的としては、主に国債・地方債・高格付社債を中心とした債券や投資信託を保有し、また、政策投資目的として株式を保有しております。これらは、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、純投資目的として保有している外貨建債券については、外貨預金、通貨スワップ、レポ取引あるいはコール取引等で外貨資金を調達することで、為替変動リスクを抑えた運用を行っております。

借入金及び社債は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買を行う取引については、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引を行っております。

これらのデリバティブ取引には、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの大きさや範囲から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的内部格付手法に基づく格付制度を

整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業(又は企業グループ)あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し、信用状態や市場価格を日次で管理するとともに、定期的に常務会等へ報告する体制を整備しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で「市場リスク管理規程」を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとに ALM 計画ならびにリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

(ⅰ) 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等のすべての資産・負債(オフ・バランス取引を含む)について、ALM の観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、「市場リスク管理規程」や「各種基準書」を定め、VaR 及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

(ⅱ) 為替リスクの管理

為替変動リスクについては、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、VaR によるリスク許容量を設定し、リスク量がその範囲内に収まっていることを日次で管理しております。

(ⅲ) 価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、市場部門の組織をフロントオフィス(市場取引部門)、バックオフィス(事務管理部門)、ミドルオフィス(リスク管理部門)に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、ALM 計画及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえ、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaR や金利感応度を算出するとともに、定められたリスク許容額等の各種限度額の遵守状況を日次で管理しております。

（ⅳ）デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半は、ヘッジ目的や顧客取引に対するカバー取引であり、保有する資産・負債等と市場リスクが相殺されるように管理しております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクのうち金利リスク及び株価変動リスクについて、統計的な手法である VaR によりリスク量を定量的に把握するとともに、定期的に ALM 委員会等へ報告するなど、適切にモニタリング・管理しております。なお、リスク量の計測にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間 1 年、信頼区間 99%、観測期間 2 年）を採用しております。

（金利リスク）

当行では、「貸出金」、「有価証券」、「預金」をはじめとする全ての資産・負債ならびにデリバティブ取引を対象として、金利リスクを計測しております。

当連結会計年度末における当行の金利リスク量は、4,075 百万円であります。

なお、普通預金等の流動性預金については、その一部を長期間銀行に滞留する預金として扱い、内部モデルに基づき各期間帯へ割り振り、金利リスクを認識しております。

（株価変動リスク）

政策投資を目的とする株式を保有しておりますが、当連結会計年度末における株価変動リスク量は、66,305 百万円であります。

（バック･テスティング等）

当行では、VaR により計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaR を損益と比較するバック･テスティングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaR は過去の相場変動に基づき統計的に計測するため、前提条件や計測手法等によって異なる値となるほか、市場環境が激変する状況下ではリスクを適切に捕捉できない可能性があります。

なお、連結子会社が保有する金利リスク及び株価変動リスクは、当行に与える影響が軽微であることから、市場リスク量算出の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めることを基本方針として「流動性リスク管理規程」を定め、適切なリスク管理体制の構築を図っております。

日常の資金繰りについて、金融環境、資金化可能な流動資産の保有状況、予想される資金流出額などの状況を把握、管理するとともに、定期的に資金繰りに関する状況等を ALM 委員会に報告しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が

含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2)参照）。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) コールローン及び買入手形	31,359	31,359	—
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	3,966	3,966	—
満期保有目的の債券	45,015	45,812	796
その他有価証券	1,488,169	1,488,169	—
(3) 貸出金	3,051,704	————	————
貸倒引当金(※1)	△30,517	————	————
	3,021,186	3,044,111	22,925
資産計	4,589,697	4,613,419	23,722
(1) 預金	4,281,984	4,282,509	524
(2) 譲渡性預金	93,504	93,512	8
(3) コールマネー及び売渡手形	42,551	42,551	—
(4) 借用金	61,617	64,009	2,391
負債計	4,479,658	4,482,583	2,924
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(40)	(40)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,044)	(1,044)	—
デリバティブ取引計	(1,084)	(1,084)	—

(※1)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1 年未満)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1 年以上)のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

<u>負　　債</u>

(1) 預金、ならびに、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

定期預金ならびに譲渡性預金のうち、預入期間が短期間(1 年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間(1 年以上)のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1 年未満）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、

当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1 年以上)のもののうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び連結子法人等の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子法人等の借用金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (2) 有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※１)	3,316
組合出資金等(※２)	1,545
合　　計	4,861

※１ 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

※２ 組合出資金等については、組合財産が非上場株式等で構成されるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
コールローン及び買入手形	31,359	―	―	―	―	―
有価証券(満期保有目的の債券、その他有価証券のうち満期があるもの)	153,821	413,036	369,747	93,599	185,916	90,504
貸出金 (※)	807,659	586,812	415,627	253,320	330,122	578,793
合　　計	992,839	999,849	785,374	346,920	516,038	669,297

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等 53,316 百万円、期間の定めのないもの 26,052 百万円は上記に含めておりません。

(注 4)　社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超
預金(※)	3,814,461	440,542	26,980	―	―	―
譲渡性預金	93,504	―	―	―	―	―
コールマネー及び売渡手形	42,551	―	―	―	―	―
借用金	35,206	4,172	1,967	271	10,000	10,000
合　　計	3,985,724	444,715	28,947	271	10,000	10,000

(※)　預金のうち、要求払預金については、「1 年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1.　売買目的有価証券(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	74

2.　満期保有目的の債券(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	40,018	40,848	830
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	40,018	40,848	830
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,997	4,964	△ 33
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	4,997	4,964	△ 33
合計		45,015	45,812	796

3. その他有価証券(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	197,125	57,881	139,244
	債券	1,009,223	988,861	20,361
	国債	389,927	382,827	7,100
	地方債	263,457	256,728	6,728
	社債	355,837	349,305	6,532
	その他	131,328	127,007	4,320
	小計	1,337,676	1,173,750	163,925
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,571	1,719	△ 148
	債券	123,949	124,273	△ 324
	国債	42,849	43,025	△ 176
	地方債	19,108	19,154	△ 46
	社債	61,992	62,093	△ 101
	その他	27,286	27,446	△ 160
	小計	152,807	153,440	△ 633
合計		1,490,483	1,327,191	163,292

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自　平成 26 年 4 月 1 日　至　平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自　平成 26 年 4 月 1 日　至　平成 27 年 3 月 31 日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	696	233	20
債券	215,506	949	552
国債	197,612	818	552
地方債	5,641	73	―
社債	12,251	57	―
その他	35,208	918	―
合計	251,411	2,102	572

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は 13 百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行

会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については連結決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については連結決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については連結決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	8,729	△45

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成 27 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 27 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 2 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.38%から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 32.82%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金負債は 3,661 百万円減少、繰延税金資産は 37 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 4,850 百万円増加、繰延ヘッジ損益は 34 百万円減少、少数株主持分は 7 百万円増加し、法人税等調整額は 1,199 百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 816 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,324 円 63 銭
1株当たりの当期純利益金額	51 円 87 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	51 円 68 銭

（リース取引関係）

貸主側

①リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,868 百万円
見積残存価格部分	611 百万円
受取利息相当額	△1,766 百万円
リース投資資産	16,714 百万円

②リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

1 年以内	24 百万円
1 年超 2 年以内	23 百万円
2 年超 3 年以内	20 百万円
3 年超 4 年以内	13 百万円
4 年超 5 年以内	13 百万円
5 年超	46 百万円

リース投資資産

1 年以内	5,692 百万円
1 年超 2 年以内	4,728 百万円
2 年超 3 年以内	3,480 百万円
3 年超 4 年以内	2,306 百万円
4 年超 5 年以内	1,136 百万円
5 年超	524 百万円

③リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が 18 百万円多く計上されております。

（ストック・オプション等関係）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　41 百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成 27 年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	平成 25 年ストック・オプション	平成 26 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 14 名	当行の取締役 16 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　72,300 株	普通株式　71,800 株
付与日	平成 25 年 8 月 20 日	平成 26 年 8 月 20 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成 25 年 8 月 21 日～ 平成 55 年 8 月 20 日	平成 26 年 8 月 21 日～ 平成 56 年 8 月 20 日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成 25 年ストック・オプション	平成 26 年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	19,450	―
付与	―	71,800
失効	―	―
権利確定	19,450	53,850
未確定残	―	17,950
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	58,350	―
権利確定	19,450	53,850
権利行使	5,500	―
失効	―	―
未行使残	72,300	53,850

②単価情報

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利行使価格	1株あたり　1円	1株あたり　1円
行使時平均株価	1株あたり　606円	―
付与日における公正な評価単価	1株あたり　528円	1株あたり　589円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法

ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
株価変動性　（注1）	26.941%
予想残存期間　（注2）	3年4か月
予想配当　（注3）	1株あたり　7円
無リスク利子率　（注4）	0.092%

（注）1　3年4か月間（平成23年4月21日から平成26年8月20日まで）の株価実績に基づき算定しております。

2　過去10年間に退任した取締役の平均在任期間から現在の在任役員の在任期間を減じた期間の平均を予想在任期間とする方法により見積もっております。

3　平成26年3月期の配当実績によっております。

4　予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　3 年～50 年

その他　　3 年～20 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,603 百万円であります。

(2)　退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3)　睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4)　偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

７．ヘッジ会計の方法

(1)　金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎

にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

８．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が 1,458 百万円増加し、利益剰余金が 1,458 百万円減少しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額　1,414 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 540 百万円、延滞債権額は 52,742 百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第97号)第96条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 230 百万円であります。

   なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,227 百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 71,740 百万円であります。

   なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下、「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 16,755 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

   担保に供している資産

有価証券	173,221 百万円

   担保資産に対応する債務

預　　金	24,848 百万円
債券貸借取引受入担保金	35,366 百万円
借 用 金	30,953 百万円

   上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 58,133 百万円を差し入れております。

   また、その他の資産には、保証金 780 百万円が含まれております。

   なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、

これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、840,812 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 815,397 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　14,093 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　45,999 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　3,572 百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 20,000 百万円が含まれております。

13. 新株予約権付社債は、実質破綻時免除特約及び劣後特約付社債であります。

14.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する当行の保証債務の額は 8,451 百万円であります。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額　145 百万円

16. 関係会社に対する金銭債権総額　9,592 百万円

17. 関係会社に対する金銭債務総額　12,950 百万円

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地　域	主な用途	種　　類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(1カ所)	建物	7百万円
滋賀県外	営業用資産(4カ所)	土地・建物・動産	406百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産（本部、事務センター、寮社宅等）	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	102百万円
役務取引等に係る収益総額	118百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	54百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	2百万円
役務取引等に係る費用総額	961百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,864百万円

3. 関連当事者との取引

① 子会社

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	取引条件及び取引条件の決定方針
株式会社滋賀ディーシーカード	所有 45.91% [89.79%]	資金の貸付（純額） 利息の受取 手数料等の受取 保証料の支払	△347 5 20 385	証書貸付 当座貸越 未収収益 未払費用 前受収益	50 10 1 32 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社しがぎんジェーシービー	所有 48.30% [94.91%]	資金の貸付（純額） 利息の受取 手数料等の受取	△20 9 15	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益 未払費用	9 395 4 2 0	同上
しがぎんリース・キャピタル株式会社	所有 4.95% [43.14%]	資金の貸付（純額） 利息の受取 手数料等の受取 リース料の支払他	1,070 86 15 99	証書貸付 当座貸越 未収収益 リース資産 前受収益 未払費用 リース債務	7,120 2,000 1 105 32 0 105	同上

（注）1.「議決権等の所有割合」欄の[ ]内は、子会社による間接所有割合を含む所有割合であります。

2.「取引の内容」欄の資金の貸付(純額)については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。以下、本項において同様であります。

② 役員及びその近親者

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	取引条件及び取引条件の決定方針
藤田喜久	―	資金の貸付（純額） 利息の受取	△0 0	証書貸付 未収収益	16 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

③ 役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）	取引条件及び取引条件の決定方針
大洋合名会社	―	資金の貸付（純額） 利息の受取	△10 0	証書貸付 前受収益	120 0	同社に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社クサネン	―	資金の貸付（純額） 支払の保証（純額） 利息の受取 保証料の受取	△117 80 2 1	証書貸付 支払承諾見返 支払承諾 前受収益	128 180 180 1	同社に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,602	3,534	6	5,129	（注）
合計	1,602	3,534	6	5,129	

（注） 当事業年度増加株式数のうち3,500千株は平成27年3月5日付取締役会決議に基づく自己株式の取得、その他34千株は単元未満株式の買取りによる増加であります。当事業年度中の減少はストック・オプションの権利行使及び単元未満株式の買増請求による減少であります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成27年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	74

2. 満期保有目的の債券(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	40,018	40,848	830
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	40,018	40,848	830
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,997	4,964	△ 33
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	4,997	4,964	△ 33
合計		45,015	45,812	796

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成 27 年 3 月 31 日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	746
関連法人等株式	―
合　　計	746

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	196,426	57,813	138,613
	債券	1,009,223	988,861	20,361
	国債	389,927	382,827	7,100
	地方債	263,457	256,728	6,728
	社債	355,837	349,305	6,532
	その他	131,328	127,007	4,320
	小計	1,336,977	1,173,683	163,294
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,571	1,719	△ 148
	債券	123,949	124,273	△ 324
	国債	42,849	43,025	△ 176
	地方債	19,108	19,154	△ 46
	社債	61,992	62,093	△ 101
	その他	27,286	27,446	△ 160
	小計	152,807	153,440	△ 633
合計		1,489,784	1,327,123	162,661

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,991
その他	1,512
合　　計	3,503

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自　平成 26 年 4 月 1 日　至　平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自　平成 26 年 4 月 1 日　至　平成 27 年 3 月 31 日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	696	233	20
債券	215,506	949	552
国債	197,612	818	552
地方債	5,641	73	―
社債	12,251	57	―
その他	35,208	918	―
合計	251,411	2,102	572

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は 13 百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については決算日の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については決算日の時価が取得原価に比べて 30%以上下落した場合、正常先については決算日の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した場合又は 30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(平成 27 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	8,729	△45

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成 27 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成 27 年 3 月 31 日現在)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,817 百万円
有価証券評価損	6,017
退職給付引当金	6,389
減価償却費	1,620
未払事業税	72
その他	2,450
繰延税金資産小計	29,368
評価性引当額	△16,224
繰延税金資産合計	13,143
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△184
固定資産圧縮特別勘定積立金	△101
その他有価証券評価差額金	△46,808
繰延税金負債合計	△47,094
繰延税金負債の純額	△33,951

2.「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 9 号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 35.38%から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 32.82%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金負債は 3,650 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 4,847 百万円増加、繰延ヘッジ損益は 34 百万円減少し、法人税等調整額は 1,161 百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は 816 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,275 円 54 銭
１株当たりの当期純利益金額	47 円 69 銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	47 円 51 銭